

登録事業者各位

一般社団法人茨城県ビルメンテナンス協会  
会長 大山 進  
(公印省略)

### 清掃作業従事者研修指導者講習会(新規・再講習)のご案内

盛夏の候 皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会では、今年度の清掃作業従事者研修指導者講習会(以下「指導者講習会」という。)を下記の趣旨等をふまえ、別紙により開催いたしますので、ご案内いたします。

#### 記

#### 1 指導者講習会開催の趣旨

##### (1) 事業登録

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号。以下「法」という。)の規定に基づく「建築物清掃業」及び「建築物環境衛生総合管理業」の登録事業者は、法で定める「登録に必要な人的要件」を満たすための研修として、清掃作業従事者に対する研修(以下「従事者研修」という。)を実施することになっている。

##### (2) 指導者講習会の目的

登録事業者が自ら行う従事者研修の指導者を養成し、企業内研修の体制を整えること。

#### 2 指導者講習会の開催

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会(以下「全国協会」という。)は、法に基づく指定団体事業の一環として、厚生労働省生活衛生課長通知により指導者講習会を開催していることから、当協会では、全国協会に協力し、全国協会が定めた「業務規定」に基づき、指導者講習会を開催している。

#### 3 留意事項

##### (1) 認定期間

3年間

##### (2) 受講資格

別紙のとおり

##### (3) 受講申込み

新規講習：初めて受講される方

再講習：今までに受講された方

##### (4) 注意点

全国協会では、指導者講習会を受けていない指導者による研修の場合、研修実施状況(計画)書への証明はしておりません。